

「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」広報ツール制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」広報ツール制作業務

2 業務期間

令和8年8月7日～令和9年3月31日

3 業務の目的

相模原市では、橋本駅南口周辺地区における、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置並びに新たなまちづくりの動きを捉え、リニア駅のまちづくりにより実現する産業の姿とその方法を描いた産業ビジョンとして、「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」を令和7年度に策定した。今後、効果的な周知・広報を行うため、広報用ツールとしてパンフレットやWebサイトの制作を行う。

4 用語の定義

相模原市を発注者といい、業務の受託者を受注者という。

5 業務の内容

以下の業務を行うにあたり、以下の通り、発注者が作成した「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」や「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」を参考とし、制作すること。また、「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」、「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」のデータは契約時に発注者から受注者へ提供する。

【参考：リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略】

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1026665/1003397.html>

【参考：相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン】

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/koikikoryu/hashimoto/1028005/1028029/index.html>

(1) パンフレット制作業務

ア パンフレットのデザイン企画・構成、編集・修正、校正作業

- ① ページ数 : A4 28ページ程度
- ② 素材等の調達 : デザインに用いる図版や写真は受注者が準備・作成すること
※発注者が有する図版、写真等は必要に応じて受注者に提供する
- ③ デザイン企画 : 「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」、
「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」を参考とし、
一からデザイン企画・構成、編集等を行うこと

イ パンフレットの印刷

- ① 発行部数 : 500部
- ② 印刷仕様 : マットコート紙相当 (90kg、厚さ 0.11mm 程度)、両面カラー

(2) Webサイト制作・保守運用業務

ア Webサイトのデザイン企画、編集、コーディング作業

ページ構成は以下を基本とし、詳細については発注者と協議の上決定すること。
また、CMS（コンテンツマネジメントシステム）、ノーコードWeb制作プラットフォームを利用したWebサイトとし、発注者が直感的に操作や更新作業がしやすいものとする。

- ・トップページ

※トップページはパララックス等、動的なデザインを取り入れること

- ・「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」概要紹介ページ
- ・「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」関連施策紹介ページ
- ・ニュース・新着情報掲載ページ
- ・イベント情報掲載ページ
- ・問い合わせフォーム（市へメール転送を行う仕様）

※トップページ以外は二階層目を想定

イ テスト・検収

ウ レンタルサーバー等保守運用管理

レンタルサーバー（テストサーバー含む）・ドメインの調達を行うこと。

Webサイトの完成時期は令和9年1月末日頃を目安とし、保守運用管理等はWebサイトの完成以降、業務期間（令和9年3月31日）までとすること。完成時期が1月末日以前となる場合も、完成時点から業務期間（令和9年3月31日）までを保守運用管理等の期間として想定すること。また、Webサイトの完成時期が1月末日以降となる場合は、発注者と協議の上、完成時期を決定するものとする。また、Webサイトの段階的な公開も可能とする。

エ トラブル・インシデント対応

オ Webサイト操作・更新方法補助

6 契約

特別の事情が生じた場合は発注者と受注者が協議の上、委託条件等を変更できることとする。

7 成果物

電子データ、印刷物を成果物として納品すること

8 業務完了報告

受注者は、業務完了後速やかに、発注者へ業務完了報告を提出するものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。
- (5) 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を

- 有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。